就学前の教育の義務について(義務教育に含まれる) (2017年3月現在)

2017年8月31日までに5歳になる子供は、2017年9月1日より、就学前教育(幼稚園)に、通う義務があります。

【この義務に当てはまる者】

- 90日以上チェコ国内に住むチェコ人
- 90日以上チェコ国内に住む EU に所属する国出身の者
- 90日以上チェコ国内に住む外国人

国際保護法で保護されている者

保護者は就学前教育機関(幼稚園)に入園の申請をしなければならい。それをしない者は、法に違反したもの とみなす。

【入園手続き】

- 1、保護者はどの幼稚園に入園したいか選ぶ。
- 2、選んだ幼稚園で入園の申請者リストに登録する。 Zápis (2017年5月2日から16日頃)
- 3、入園申込書を提出する。
- 4、教育機関(幼稚園)は、その後、30日から60日の間に、入園者を決定する。
- 5、義務教育に当たる幼稚園は、国から認められた機関で、週5日(月一金)4時間とする。 園長が決めた、7時から9時の間を開始時刻とし、園がその旨を学校の規則に書く。

【その他の教育】

・各家庭での教育 individuální vzdělání dítěte

5月末までに、地元の幼稚園にその旨を申請する。保護者は国の決めた発達標準に達しているかの診断を してもらう義務がある。(試験ではない。) どの分野をのばしてあげるとよいかという助言をもらうためにあ る。家で、親、ほかの人、幼稚園とは違う機関から、教育を受けることができる。

・小学校の準備クラスでの教育

チェコでは、小学校入学を一年遅らせることができるので、そうした児童のみが該当する。

・チェコ国内にある、チェコ政府が認める外国の学校での教育。

保護者はその旨を幼稚園に連絡する必要がある。

プラハ日本人学校では、プラハ 17 区の教育長と連絡を取り合いながら、就学前の義務に該当するお子様の相談を受け付けています。日本人学校へ入学予定の方はぜひ本校にご相談いただければと思います。

なお、日本人学校への就学予定の児童が多く通っている幼稚園は次の二つです。

◎ Mateřská Škola Laudova Se Speciálními Třídami 住所 Laudova 1030/3, 163 00 Praha 17 Ředitelka komplexu MŠ LAUDOVA: Mgr. Alena Lucová tel: 235 314 535, 797 976 493

email: reditelka@mslaudova.cz

Asistentka ředitelky: Ing. Ivana Krogmanová tel: 733 726 345

email: asistentka@mslaudova.cz

② Sportovní školka Řepy 住所 Žalanského 68/54 Praha 6 - Řepy

Telefon: +420 723 833 449 Email: info@augmentum.cz